

くにたち福社会館の指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和 2 年 10 月 29 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

くにたち福社会館の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を下記のとおり指定する。

記

- 1 公の施設の名称及び所在地
名 称 くにたち福社会館
所在地 国立市富士見台2丁目38番地

- 2 指定管理者の名称及び所在地
名 称 社会福祉法人国立市社会福祉協議会
所在地 国立市富士見台2丁目38番地の5

- 3 指定の期間
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで